不当な民事訴訟の提起と損害賠償

──オーストリア民事訴訟法四○八条を素材として‐

田處博之

はじめに

応じて、訴訟活動を展開しなければならない。 事訴訟法一五九条、 応じて訴訟活動を展開しないと、原告の主張を認めたものとして、原告の訴えが認容されてしまうおそれがある(民 訴訟要件を満たすかぎり、これに応じなければならない(裁判を拒絶できない)。相手方となる被告はどうか。訴えに 自分の権利が侵害されたと考える者は、裁判を通じてのその救済を国家に対して要求できることを意味し、国家は、 裁判を受ける権利は、 自白の擬制)。したがって、訴えられた相手方としては、請求を認めたくなければ、原告の訴えに 日本国憲法三二条にも明文化された基本的人権の一つである。このことは、民事事件では、 弁護士を立てれば弁護士費用がかかるし、そもそも、 時間や手間がか

札幌学院法学(三一巻一号)

どうか。被告は不法行為として、応訴負担を金銭に評価して原告に対し損害賠償を請求できるか。 負担を甘受しなければならないのは当然だが、原告の訴えに理由がなく、 かるとい た煩わしさや精神的負担を負うことになる。 原告の訴えに理があれば、 裁判の結果、 被告となった相手方は、こうした 訴えがしりぞけられた場合は

たことについて過失があったとかであれば、 えに理由があると自分では思っていたが、 訴えることに理由がないことを承知していながら、なにかしらの目的であえて訴えを提起したとか、 訴えを提起することへの萎縮効果が懸念され、 客観的には訴訟をしても勝てそうになく、 訴え提起者の不法行為責任を認めてもよさそうだが、そうした解釈をと 裁判を受ける権利が基本的人権の一つとして保障されているこ 自分に理があると思ってしま あるい は、 訴

起者の不法行為責任を肯定する方向での判断を下した最高裁判決があらわれた。 われる。)、その集大成ともいうべき判断を昭和六三年に最高裁が下し、 が国では、 すでに大審院時代以来、 多数の裁判例の積み重ねがあり(一つの不法行為類型を形成しているとさえ さらに近年、 平成二二年には実際に訴え提

ととの関係で問題がありそうである。

におい ることもやむをえないとして、この二つの要請の調和として、「民事訴訟を提起した者が敗訴の確定判決を受けた場合 護士費用を含めて経済的・ 制度の利用を不当に制限することのないよう慎重な配慮が必要であり、その一方で、 きることは法治国家の根幹にかかわる重要な事柄なので、 て、 右訴えの提起が相手方に対する違法な行為といえるのは、 最高裁は、 昭和六三年一月二六日判決 精神的負担を余儀なくされるので、 以以下、 訴え提起が違法かどうかの判断にあたっては、 昭和六三年最判という。) その負担が不当であるような訴えの提起は違法とされ 当該訴訟において提訴者の主張した権利又は法 応訴を強いられる相手方は、 において、私人が訴えを提起で 私人の裁判

律関係

(以下「権利等」という。) が事実的、

法律的根拠を欠くものであるうえ、

提訴者が、

そのことを知りながら又

は の事案では訴え提起者の不法行為責任は否定されたが、平成二二年七月九日判決(以下、平成二二年最判という。)で 律的根拠につき高度の調査 目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られる」とし、 は通常人であれば容易にそのことを知りえたといえるのにあえて訴えを提起したなど、 訴え提起者の不法行為責任を否定していた原判決が破棄され、 ・検討が必要とされると、 裁判制度の自由な利用が著しく阻害され妥当でないとする。 その成立の可能性が判示された。 その理由として、 訴えの提起が裁判制 自分の主張の事実的 度の趣旨 · 法

た重過失を要求することに反対するものも他方でみられる。 ればならないとして、 側面と、 がみられる一方で、 る等の動機や目的がある場合に限るべきであるとして、 最大限尊重する立場から、 支持され 裁判を受ける権利を尊重して不法行為の成立を限定的に解する最高裁のこうした態度は、 応訴者の不当な裁判に巻きこまれないという自由権的側面とがあり、 ているが、不法行為責任を認める幅 裁判を受ける権利には、 原告の権利を被告の権利よりも優越視することや、 不法行為の成立には、重過失や故意に近い過失があったことのみでは足らず、 訴え提起者が自己の主張に対する国家の支持を求めるという権力行使的 (広狭) をめぐっては異論もみられる。 訴え提起が不法行為になる場合を極めて制限的に解するもの® 不法行為成立に、 両者は同一レベ すなわち、 学説によっても一 過失とは明確 ルで比較考量され 裁判を受ける権利を 相手を害す に区別され 般的に

が、 諸外国を見回してみると、 が国ではこの問題について直接、 いくつかの国では立法による規制がされている。 規定した条文はなく、 訴え提起による不法行為の成否は解釈に委ね そのうちオーストリアでは民事訴 てい

法(Zivilprozessordnung)が四〇八条において、

(1)裁判 てに 所は、 敗訴当事者が明らかにいわれなく(muthwillig)訴訟を追行したと認めるときは、 敗訴当事者に対し、 相応の賠償額の給付を命じることができる。 勝訴当事者の申立

札幌学院法学 (三一巻一号) \equiv

- (2)この申立てについての弁論によって、 本案の裁判が中止されることは許されない。
- ③この賠償額は、裁判所が自由な心証によって定める。

と規定する。

わが国での今後の議論への示唆を得ようとするものである。 本稿は、この規定の意義や、この規定のもとで彼地の裁判例・学説がどのような展開を示しているかをみることで、

一 オーストリア民事訴訟法四〇八条

報告書を用いて ――」と題する著書において、 民事訴訟規則と裁判権規定(施行法を含めて) ―― 政府草案理由書、 まずは、この規定の趣旨を理解すべく、 立法理由をみることから始めよう。ドゥシェネスは一八九五年に 同条につき、大要、 以下のように説明する。 衆議院の恒常委員会、 貴族院および共同委員会の

ているから。)裁判が任されることをいうことができる。 い訴訟追行は彼の前でなされ、それゆえ、彼は、当該訴訟から、更なる請求につき基準となるすべての事情を知っ 方に損害を加えた当事者が損害賠償義務を負うことは、一般民法典によれば明らかだからである。 容易にすることにある。 の費用を回避することに資する。本条を導入することの核心は、賠償請求を裁判により追求することを簡単にし 一体化のもう一つの重要な利益として、裁判をする能力がもっとも優れている裁判官に(なぜなら、 本条は、 更なる訴訟を回避し、そして、二つの関連する請求について紛争審理を同時に行うことで更なる訴訟 もっとも、実体法上の意義は小さい。なぜなら、悪意的な (dolos) 訴訟追行により相手 このことは、 審理を内容的にも短くし、 必要な立証を著 しかし、 いわれ のな

ないからである(過失的でしかない訴訟追行は、性質上、その把握が困難である。)。 しく軽減するであろう。明らかにいわれのない事例に限られるのは、そうした事例しか裁判官は容易に把握でき

する注釈のなかで、大要、以下のように説明する。 は二○○四年に、ファッシングとコネチニィとの編集による民事訴訟法コンメンタールの第二版において、 本条について現時点でどのような理解がされているか、今の時代のコンメンタールの記述もみてみよう。 フチック 同条に

また、賠償請求権は刑罰や罰金ではない。もっとも、同条は民法による損害賠償請求権を前提としていて、新しい損害賠償請求権を創出するものではなく、もっとも、同条は民法による損害賠償請求権を前提としていて、新しい損害賠償請求権を創出するものではなく、 性を、勝訴する当事者にのみ認める。これにより、裁判所は、 同条は、a民事裁判所をいわれのない利用から保護し、b紛争事例を、損害賠償法上の帰結に関しても処理する。 損害賠償請求権についても判決する権限を有する。かくして、同条には二重の目的をいうことができ、すなわち、 本条は、 明らかにいわれのない訴訟追行を理由とする損害賠償額の授与を進行中の訴訟のなかで要求する可能 本来の訴訟物を超えて、法的保護要求に由来する

ここで、フチックは、 自分の請求権を本条に依拠せしめることができる。 内容的な要件は、 被害者の勝訴と、明らかにいわれのない訴訟追行とである。訴訟において勝利する者のみが、 いわれのないという概念について、民事訴訟法六三条の参照を求める。 同条は法律扶助に

いわれのないまたは見込みのない (aussichtslos) ものと解されないことを挙げている。 ての規定で、同条一項は、これを受けられるための要件の一つとして、意図された権利追求ないし防御が明らかに 同じコンメンタールのなかの同条に対する注釈をみてみよう。 ビトゥリンスキは二〇〇二年に いわれのないという概念の意

札幌学院法学(三一巻一号) 五. 五

六

大要、以下のように説明する。

ない目的を遂行すべく、 ことを望んでであるとか、たとえば支払猶予、相手への憎悪、 識のもとに訴訟に乗り出す場合である。 明らかにいわれのない訴訟追行とは、当事者が自分の訴訟上の見解が誤っていることを認識していて、この認 自分の申立てが失敗に終わることをも甘受する意思であるとかである。 なにゆえそのような行為に及ぶかといえば、 刺激を求めて、宣伝等々といった法秩序が保護し 和解の道により成果を得る

四〇八条に対する注釈に戻ろう。 フチックは、前記のように同法六三条の参照を求めたあと、大要、以下のように

説明する。

てはならないのである。 よる賠償請求権を生ぜしめない。 われのないとは、主張する法的見解が正しくないことの認識をつねに含むので、善意の訴訟追行は、 いわれのないとは、 裁判所を濫用的に利用したことが証明されなければならない。 訴訟追行が正しくないこと以上のことを要求する。 過失で請求権の判断を誤ったことでは、 権利追求はいわれのない 権利追求が萎縮的に重く圧迫され ものとはなら

フチックは、右に続けて、大要、以下のように述べて、一般の損害賠償法による責任が発生し得べきことをい そうすると、善意での訴訟追行は、損害を受けた相手方に対する損害賠償義務を生ぜしめることはないのか。 が、 よってではないにしても、 然るべき注意を尽くせば、 擁護可能性を欠けば過失非難を生ぜしめる(いわれのないとの非難を生ぜしめはしないが)。 損害賠償法上、 訴訟で主張する自分の見解が見込みのないことを認識できたであろう者は、 責任を負う。 法的見解が擁護可能なものであれば過失非難は生じない

それでは、 自分の主張が正しくないことを承知しながら訴えを提起し、 いわれのない訴訟追行であったと認定され

して、賃借人に対し一六万三五〇〇シリングの支払いを求めた。 (wider besseres Wissen) 契約解除に異議を唱え、 の償還、 ある。契約解除が有効であったことは前訴で認定され、その判決は争われなかった。 し詳しく紹介しよう。これは、 たのが、最高裁 る場合は、 れに対して、賃貸人が反訴を提起して、賃借人は、 担保の払戻し、損害賠償を主張して、 本条による損害賠償責任と、 一九九五年六月一四日決定である。 建物賃貸人が賃借人の契約違反を理由に賃貸借契約を解除した事案につい 一般の損害賠償法による損害賠償責任とが併存するのか。このことが争われ 賃貸人に対し一八万五千シリングの支払いを求める訴えを提起 これにより自分は建物を賃貸に出すことを妨げられたなどと主張 本条の趣旨を理解するのに好適な裁判例でもあるので、以下に少 前訴において、 自分の主張が間違っていると分かっていなが 今回の訴訟では、 賃借人が出費 てのもので

性が 当事者間で生じる損害賠償債権を完結的に判断するという同条の訴訟上の機能をいって、 訟法コンメンター ていた。このような理解は、 般の損害賠償法規定に基づいてすることは許されないとの理解のもとに、 原審は、 ~ある) のは、 77 われのない訴訟追行により生じた損害の賠償請求は当該訴訟においてしなければならず、 解除の有効性が争われた前訴の第一審口頭弁論終結後の期間にかかる損害についてだけであるとし ルにおいて、 従来は学説でも一般的であった。 一九六六年に、 四〇八条に対する注釈のなかで、 たとえば、 ファッシングは、 本件で賃貸人の請求が認められる 請求権やその行使にともなって訴訟 右のような理解を示して みずからが著した民事訴 後日、 別訴

個の訴 かし、 えによってするの 最高裁は、この一九九五年六月一四日決定において、本条の文言も目的もそのような理解を必然ならしめ 明らか にい かを選択できるとする。 われのない訴訟追行によって被害を受けた者は、 すなわち、 最高裁は、 大要, 請求を、 同条の申立てによってするのか別

61

札幌学院法学 (三一巻一号) 七 七

八

とにあり、 二つの訴訟を統合して、二つの関連する請求を同時に審理することを許すことで別訴訟の費用の節約に資するこ 貴族院の恒常委員会および衆議院の恒常委員会の共同報告からこのことにつき読み取れるのは、本条の趣旨は、 より簡潔でより廉価な権利行使の可能性を被害者に認めることに尽きるから、被害者がこの可能性を

用いなければならないというものではない

えば、 題する論説のなかで、従来の理解は非常に疑わしいとしていた。 失うわけではないとしていたし、ビトゥリンスキも一九八六年に、 ないときは、訴えに代えて単なる申立てで足りるという形式の軽減をしてもらえなくなるだけで、請求権そのものを 事件を原審に差し戻したのである。このような理解は、近年、学説でも有力に主張されていたところであった。 と述べて、本件賃貸人は、前訴係争中に生じた損害についても、今回の訴訟でもって請求できる可能性があるとして、 ノヴァクは一九六四年に「民事訴訟法のいくつかの問題」と題する論説のなかで、民事訴訟法四○八条によら 「実体上違法な訴訟行為を理由とする損害賠償」と たと

ジモタは二〇一〇年に、『オーストリア民事訴訟法概説:判決手続』と題するレヒベルガァとの共著書の第八版にお 主訴訟にかかわる法律関係処理のための裁判所の知識を利用し尽くすことを勝訴者に許容するものであるとし、また、 訴訟:体系的叙述』と題する共著書において、本条は、相手方に対する損害賠償請求を主訴訟に結び付け、 さらに、民事訴訟法の教科書の記述もみておこう。ペトチェクとシュターゲルは一九六三年に、『オーストリア民事 本条は、 訴訟当事者に真実、完全性および訴訟促進義務を遵守させる手段としての性格を有するとする。 かくして、

以上にみてきたところによれば、本条の存在意義は、①いわれのない訴訟追行に付き合わされた他方当事者が、被っ

図ること、さらには、 と同一の裁判官が、 単なる申立てで足りる。)、訴訟にかかるコストを節約し、また、損害賠償請求を容易にすること、 た損害を賠償請求するのに、 ζĮ ③いわれのない訴訟を追行した当事者に損害賠償義務を課することで、 われのない訴訟追行による損害の賠償請求を担当することで、 別訴ないし反訴で訴訟を提起することを不要とすることで(同条によれば訴えを要せず、 審理の短縮や立証負担の軽 実体真実の発見や訴訟 ②もともとの訴訟 減を

念されるが、 なお、 われのない訴訟追行による損害の賠償請求を当該訴訟のなかで一緒に扱うこととなると、 その防止のため、 同条二項が置かれ ている。 訴訟の遅延が懸

の促進を図ることにあるといえよう。

三 オーストリアの裁判例

本条に基づく損害賠償請求を扱った裁判例は、― それでは、 実際に、この民事訴訟法四○八条がどのように活用されているか、その実態を裁判例でみてみた 網羅的にみることができたわけではないが、それでも—— それな

0 けた裁判例が多数で、やはり、 りの数にのぼる。 `裁判例を二つほど紹介しておこう。 インフレによって生じた損害を請求するのに同条が活用されていたとの指摘もみられる。 請求を争って時間稼ぎしたことをもって、明らかにいわれのない訴訟追行とした裁判例がある。 古くには請求認容例も若干みられ、たとえば、外国為替が自分に有利なレートになってから支払お 明らかにい われのない訴訟追行という要件のハードルの高さがあるようである。 しかし、 また、 請求をしりぞ かつて 近年

最高裁二〇〇三年一二月一七日決定は、 旧東ドイツの国営商事会社の財産に由来する金員をめぐり、 この金員が振

札幌学院法学(三一巻一号)

九 (九)

れている。)。 る。)ため、原告はこれを不服として最高裁に上告した。最高裁は、大要、以下のように述べて、これをしりぞける(な 秩序の保護しない目的を追求する権利濫用的係争とはいえないので、同条の要件を満たさないと判示したようであ により申し立て、 の最後の期日において、本事案の処理にかかった人件費として五〇万シリングの賠償義務を被告に課するよう、 権を争った事案についてのものである。最終的にこの金員の所有権は原告にあるとされたのであるが、原告は第 り込まれ 被告も、 た先の銀行口座の所有者 この金員の所有権が原告にあるとする控訴審の判断を不服として上告したが、被告の上告もしりぞけら 第一審がこれを認容していたところ、 (被告) ٤ 旧東ドイツの承継人であるドイツ連邦共和国 控訴審が第一審判決をくつがえして、これをしりぞけた (原告) とが、 その所 **(法**

であるとして敗訴当事者に損害賠償義務を課することへの謙抑的な態度をみることができよう。 ではないが、 の事案で、 権利濫用的でないとした控訴審の判断は、上告が許される法律問題ではない。 誤判断を上告は主張していない。 裁判所の濫用的利用の異論なき証明を要求しているところからすると、 最高裁は、 法律審であるがゆえに、 裁判所を濫用的に利用したことが、異論なく証明されなければならない。 明らかにいわれのない訴訟追行にあたらないと事実認定したわけ 明らかにい 修正を要するような控訴 われのない訴訟追行 審の著

よる提訴前約四年間、 延利息を請求することはできないとのことで、原告は本条により右金額の賠償を求めた。 遅延利息八三五〇・七八ユーロが支払われるべきか否かが問題となった。定着した判例によれば、保険運営者に対し遅 また、最高裁二〇〇七年一二月一八日判決は、夫を亡くした妻 その支払いを訴求した事案についてのものである。 まったく行動せず、このことにより訴訟をいわれなく招致したとして、 被告は第一審継続中に原告の年金請求権を認めたので、 (原告)が、寡婦年金の支給を拒む年金機構 第一審は、 原告の右請求を認容し 被告は、 原告に

てい たが、 控訴審はこれをしりぞけた。 原告は上告したが、最高裁は大要、 以下のように述べて、 原告の請求をやは

りしりぞける。

自分の法的立場が維持できないと認識していた(または、 意でされたものと推定される。 ればならない。 だけであって、 賠償義務が負わされるのは、 い。その者の訴訟追行は、 任を負わされてはならない。自分に対して提起された請求を客観的な根拠から争う者は、有責的に行為していな クをともなうだけである。 るだけで、 による賠償請求権は生じない。 れのないとは 本条適用のための要件の一つとして、 いわれのないものとはしない。善意での訴訟追行は、 正しくないとわかっていながら、または、 過責の判定に際しては、 自分が援用する法的立場の正しくないことの認識をつねに含むので、 費用負担義務を負わされる危険を生ぜしめるだけである。かくして、 見解が相異なるときに裁判所の助けを求めることができる国民の権利は、 しかるべき注意を尽くせば自分の訴訟追行の見込みのなさを認識できたはずのとき 請求権の判断を単に過失で誤ったことは、 つまり、 厳格な基準があてられなければならない。裁判所に訴え出たことは、 敗訴当事者が明らかにいわれなく訴訟を追行したことが必要だが、 賠償を求める当事者は、 少なくとも認識すべきであった)ことを具体的に証明 必要な注意の怠りのもとに係争されたというのでなけ かりにそれが正しくなくても、 被告は、 権利追求をせいぜい過失的なものとす 争うための前提事実がない、 善意での訴訟追行では同条 敗訴被告に損害 費用負担のリス 抑圧的 または いわ ごな責

11 いるが、 同 本条は、 本件で原告は、 11 われのない訴訟追行により被害を受けた者に対し、 裁判所でのいわれのない訴訟追行のみを対象とし、 訴訟提起前の行政手続におけるいわれのない行為から、 権利追求を容易にすることを目的とする。 裁判所での手続より前の行為は対象としな そ

自分の賠償請求権を導い

7

しなければならな

損害賠償を与えることができる。しかし、裁判所がもし敗訴当事者の訴訟前の行為をも、 の面 なければならないとしたら、裁判は停まってしまうだろう。訴訟前の行為に基づき損害賠償を請求するのは 前 で われなく訴訟が追行された裁判所は、同条による申立ての審理により裁判が停まることなく、 同条による考慮に入れ 即時に 司

ではなく)訴訟そのものがいわれのないものであることを要求する。 のない訴訟追行とすることは限定的であるべきことをいうとともに、訴訟の遅延を防止する趣旨から、 この事案でも、 最高裁は、 裁判所の助けを求めることができるという国民の権利の保護等々から、 明らか (訴訟前の行為 KZ わ

条による申立てではできず、独立してのみすることができる。

には同条は適用されない、 認められない、 請求がしりぞけられる理由としては、そのほか、本条による申立ては、 損害賠償なのだから申立人は損害額を証明しなければならないのに、それがされていない、 勝訴当事者にしか、また、 第一審までしか 破産手続

といったことがいわれている。

兀 むすびに代えて

以上のささやかな考察から得られるところは限られている。

当事者を救済するのに、この制度がフル活用されているというわけではないようである。とはいえ、この制度を用い 民事訴訟法四○八条という明文規定でもって用意されているものの、〓にみたように、実態として、 オーストリアでは、いわれのない訴訟追行に付き合わされた相手方当事者による損害賠償請求を容易にする制度が、 そうした相手方

請求認容にはほとんどいたっていないにしても ―― 数多い。

ての損害賠償請求は、

う手間を省き、紛争を一回的に解決することを可能とする制度が条文上、存在することには、 訴訟追行に付き合わされた相手方当事者が、被った損害を賠償請求するのに更に訴訟を提起しなければならないとい 「求認容にほとんどいたらないのはⅡにみたように本条の謙抑的な運用があるわけだが、それでも、 訴訟の濫用的利用 ζį われ のな

めるそれなりの宣言的意義をいうことができるのではないか。

から、 過失であっても)誤った事実認識ないし法解釈に基づき係争したことをもって、損害賠償責任を問うことには抑制的 ち込み、訴訟として争うこと自体は国民の正当な権利として保障されなければならず、過失により(たとえそれ これに対して、真の事実関係を明らかにし、また、正当な法解釈を得るのが訴訟の場なのだから、事件を裁判所に持 につき、したがって故意による訴訟追行に限って、 ることとなってもやむを得ないのではないか。 敗訴したことだけをもって不当訴訟とすることは厳に慎まなければならないが、故なく訴えを提起すれば 相手方からの訴えを故なく争えば)裁判所の手を煩わせるだけでなく、相手方に無用な負担を生ぜしめるわけだ 自分の主張なり立場なりの誤りを認識していながら訴訟をして敗訴した当事者は、 オーストリア民事訴訟法四〇八条が、明らかにいわれのない訴訟追行 損害賠償請求の簡便な方法を用意していることが参考になろう。 損害賠償の責任を課せられ (あるい が重

(注

であるべきであろう。

1 日本評論社)二六〇頁 二四年、 さしあたり、芹沢斉・市川正人・阪口正二郎編 五四九頁 (三二条の注釈、 (野中俊彦執筆)を参照 柏崎敏義執筆)、 憲法 (別冊法学セミナー二一〇 野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法Ⅰ 新基本法コンメンタール)』(平成二三年) 第五版』

札幌学院法学(三一巻一号)

- なくされる事態を招来しない利益」という。 加藤新太郎『弁護士役割論 巻六号(昭和三九年)一一八頁は「訴訟にかかわらしめられないという法律生活の平穏ないし自由とも称すべき利益」といい 不当訴訟を受けた相手方の被侵害利益として、山木戸克己「執行文付与申請行為の違法性 新版』(平成一二年、 弘文堂)一八七頁は「訴訟に関与させられ生活の平穏を害され、出費を余儀 (特殊判例研究)」民商法雜誌五〇
- 3 代民事法学の理論 うか。国家賠償法により国の損害賠償責任が問われた裁判例がいくつかある。さしあたり、徳本伸一「訴え提起の違法性」『現 であれば刑事補償法 して無罪となった場合に、 同様の問題は、 刑事事件でも生じる。犯罪の嫌疑を受けて検察官から公訴を受けた被告人が、裁判の結果、犯罪事実なしと 西原道雄先生古稀記念 (昭和二五年法律一号)による補償の対象になるが、身体拘束がなく同法の適用を受けられない場合はど 裁判にともなう被告人の負担を、国に対して損害賠償請求できるか。身柄の拘束を受けていた場合 下巻』(平成一四年、信山社) 四一一~四一七頁を参照
- 4 あえず、こうした不当応訴の場合の応訴者の不法行為責任も視野に入れながら、「訴え提起者の不法行為責任」と総称すること 訴えの不当提起だけではなく、提起された訴えに対し、故なく抗争するという場合も同様の問題が生じ得る。 本稿ではとり
- 5 吉田邦彦・後掲 (注⑥) 昭和六三年最判判批・判例評論三六二号(判時一三○○号)(平成元年)四○頁

判時一二八一号九一頁、判夕六七一号一一九頁。

(7) 判時二〇九一号四七頁、判タ一三三二号四七頁。

6

民集四二卷一号一頁、

8 等は会社側の支配圏内の出来事であり、仮りにそうした行為等があれば会社代表者等において早期かつ容易に発見可能な体制 求めて反訴を提起、 と会社が考えるのは原則的に不合理であること、 たと会社側が主張する小切手の振出しや預貯金の払戻し等は会社代表者自身が行ったと事実認定されていて、従業員が行った にあったことから、 成二二年最判判批・判タ一三六一号(平成二二年)五四~五五頁は、平成二二年最判の事案 (の横領行為等を主張し、 平成二二年最判が、昭和六三年最判と結論を異にして、不法行為成立の可能性をいうにいたった事情として、松下淳一・平 原判決が本訴、反訴とも請求を棄却したので、従業員が上告した。)では、会社側主張の従業員の横領行為 会社側主張の横領行為等はなかったことが既に明らかであると言ってよさそうであること、 損害賠償等を請求したのに対し、従業員が本訴の提起は不法行為であるとして慰謝料等の支払いを 従業員は小切手の無断振出の件で会社から告訴されていったんは逮捕勾留さ (会社およびその代表者らが従業 従業員が行っ

れたが、勾留期限満了後に釈放されていることなどをいう。

- 9 中村隆次・昭和六三年最判判批・判タ七一八号(平成二年)二三~二四、二六頁、後藤勇「訴え提起による不法行為成立の具 当訴訟認容事例の検証 体的要件 敏孝·昭和六三年最判判批·法学研究六二巻四号(平成元年)一五一頁、吉田·前掲 わが国での裁判例の展開については、すぐれた先行研究がすでに多数あるので、本稿では立ち入らない。さしあたり、 菊池定信「不当訴訟に関する判例(資料)」國士舘法學三九号(平成一九年)一四五~一七八頁などを参照 (民事実務研究)」 判タ八七五号(平成七年)九~一六、二二~二五頁、池田辰夫「民事訴訟の提起と不法行為 ――不 ――」『新堂幸司先生古稀祝賀 | 民事訴訟法理論の新たな構築 | 上巻』(平成一三年、有斐閣)四一~六六 (注(5) 判例評論三六二号四〇~四一頁:
- $\widehat{10}$ 民事訴訟の場に持ち込むこと自体については、通常人にとっても勝ち目がないことが容易にわかる場合を除いては、不法行為 提起には違法性はなく不法行為にはならないと理解していて、そこには、真実を明らかにするのが訴訟の場であって、紛争を 松下・前掲(注®)判タ一三六一号五四頁は、判例は、提訴前の原告による事実確認・調査の程度がかなり低くても、

という否定的評価を原則としてすべきではないという判断が基礎にあるとみる。

- 11 相手方は応訴の負担を課されてもやむを得ないとする。 法治国家では自力救済が原則として禁止されているので、法的紛争の当事者間では、一方がその解決を裁判所に求めた場合は であるから訴え提起は不法行為にならない」とし、また、瀬戸正義・昭和六三年最判判批・法曹時報四一巻三号八一六頁は、 て余りあるから、 たとえば、伊藤・前掲 あるいは、 (注⑼)法学研究六二巻四号一五○頁は、「通常な手続利用行為の適法性が被告の」「利益侵害を補 通常の手続利用行為に伴う被告の不利益は訴訟制度が設けられている以上当然に予想されるもの
- 12 水元宏典・昭和六三年最判判批・民事訴訟法判例百選(第三版)(平成一五年)八九頁を参照 そのほか、不法行為の成否を最高裁のように違法性要件のもとで判断することの当否をめぐっても議論がある。さしあたり、
- (13) 後藤・前掲(注9) 判タ八七五号一九、二五頁。
- を受ける権利からは、 コメントー 浅野有紀「最高裁判例にみる『裁判を受ける権利』―― 判例解説 (平成一五年) 三三~四〇頁。 - 解説論評 裁判によらずに自己の意思に反して、 - (特集 法哲学者が最高裁判例を読む)」法律時報七五巻八号(平成一五年)五三~五四頁は、 なお、村上正子「民訴法学からみた司法権の発動と行使 自己の権利を否定されたり自己の義務が確定されることはないと ---(特集 法哲学者が最高裁判例を読む)」法律時報七五巻 浅野論文・宇佐美論文に対する

六

- ついては改めて考える必要があり、被告の応訴負担回避の利益の十分な考慮を求める浅野の指摘は傾聴に値するとする。 あるとして、浅野のいう裁判を受ける権利の「自由権的側面」に疑問を呈する。もっとも、村上も、応訴負担の正当化根拠に の一態様としての訴訟上の権能の濫用禁止から導かれるものであって、裁判を受ける権利からこの自由を導出するのは困難で いうこと(裁判を受ける権利の消極的内容)はいえるものの、不当な裁判への強制的参加を拒否する自由は、訴訟上の信義則
- (15) このことについての先行研究として、本間靖規「民事訴訟と損害賠償 ——不当提訴を中心に ——」民事訴訟雑誌四三号(平成 九年)三三〜七一頁がある。これによれば、本稿でみるオーストリア以外にフランスでも規定があるとのことである。
- 16 その評価(1)」山形大学法政論叢一号(平成六年)三〇頁では「故意による」と、本間・前掲(注⑮)民事訴訟雑誌四三号三 「いわれのない」とか「いわれなく」と訳出することとした。ちなみに、松村和德「近年におけるオーストリア民事訴訟改革と ない侮辱」、「jm. mutwillig weh tun 気まぐれから…を痛い目に合わせる」という用例が挙がっている。本稿ではとりあえず 一頁では、「思い上がった、気まま勝手な、悪ふざけの;故意の;軽率な」と訳され、「eine mutwillige Beleidigung いわれの この語にどのような訳語をあてるべきかは悩ましい。国松孝二編者代表『独和大辞典 第二版』(平成九年、小学館)一五八
- 17 頁を参照 オーストリアの民事訴訟法を研究する一般的な意義について、さしあたり、松村・前掲(注⑯)山形大学法政論叢一号二~六

六頁では「悪意で」とか「悪意ある」と訳出されている。

- Permanenzcommission des Herrenhauses und der gemeinsamen Commission, 1895, S.349-350 Benützung der Motive des Regierungsentwurfes, der Berichte des Permanenzausschusses des Abgeordnetenhauses, der Friedrich Duschenes, Die neue Civilprocess-Ordnung und Jurisdictionsnorm: sammt den Einführungsgesetzen: mit
- Aufl. 2004, § 408 Rn.1 Robert Fucik, in: Hans W. Fasching und Andreas Konecny (Hrsg.), Kommentar zu den Zivilprozeßgesetzen, Bd.3, 2.
- Fucik, in: Fasching und Konecny (Hrsg.), Kommentar zu den Zivilprozeßgesetzen, Bd.3, 2.Aufl. (注意), § 408 Rn.3
- 2 Teilbd.1, 2.Aufl. 2002, § 63 Kn.19 Michael Bydlinski, in: Hans W. Fasching und Andreas Konecny (Hrsg.), Kommentar zu den Zivilprozeßgesetzen, Bd
- Fucik, in: Fasching und Konecny (Hrsg.), Kommentar zu den Zivilprozeßgesetzen, Bd.3, 2.Aufl. (炷雲), § 408 Rn.3-4

- 23 Fucik, in: Fasching und Konecny (Hrsg.), Kommentar zu den Zivilprozeßgesetzen, Bd.3, 2.Aufl. (注雲), § 408 Rn.4-5
- 3) SZ Bd.68 (1995) Nr.115, S.709-715=JBI 1996, 48-51
- ヮ、Fucik, in: Fasching und Konecny (Hrsg.), Kommentar zu den Zivilprozeßgesetzen, Bd.3, 2.Aufl. (注意), § 408 Rn.6 ゃ 参照。したがって、この時点以降に生じた損害については、別訴での訴求を認めざるを得ない。 民事訴訟法四○八条による請求は、遅くとも第一審の口頭弁論終結時までにしなければならないと解されている。さしあた
- ネチニィとの編集による民事訴訟法コンメンタールの第二版 (注傾) の初版である。このような理解を支持した裁判例として) OGH, 30.9.1970, EvBl 1971 Nr.138, S.240=JBl 1972, 144-145 mit Anm. von Theo Mayer-Maly Hans W. Fasching, Kommentar zu den Zivilprozessgesetzen, Bd.3, 1966, § 408 Anm.1, S.670. これは、ファッシングとコ
- 27 Franz Novak, Einige Probleme des Zivilprozeßrechts, JBI 1964, 1-17, 57-69 [57].
- Franz Bydlinski, Schadenersatz wegen materiell rechtswidriger Verfahrenshandlungen, JBI 1986, 626-639 [628]
- 別個の訴えでもって賠償を請求できるとしていた(Karl Wolff, Grundriss des österreichischen Zivilprozessrechts, 1936, S そのほか、すでに一九三六年に、ヴォルフが『オーストリア民事訴訟法概説』と題する著書において、理由づけはないが、
- 30 Georg Petschek und Friedrich Stagel, Der österreichische Zivilprozeß. Eine systematische Darstellung, 1963, S.262
- 朗造 ――」一橋研究二三巻一号(平成一〇年)八一頁を参照。 法研究所編 『日本法の中の外国法 —— 基本法の比較法的考察 —— (早稲田大学比較法研究所叢書れ)』(平成二六年、成文堂) | 訴訟の迅速性・経済性の点でもっとも成功した立法であるといわれる。さしあたり、松村・前掲(注価)山形大学法政論叢 ZivilprozeBrechts. Erkenntnisverfahren, 8.Aufl. 2010, Rn.745, S.412. なお、オーストリアの民事訴訟法は、比較法的にみて 一五頁、上田理恵子「大正期の法律家によるオーストリア民事訴訟法の受容過程 —— 大正15年における民事訴訟法改正と雉本 Daphne-Ariane Simotta, in: Walter H. Rechberger und Daphne-Ariane Simotta, Grundriß des österreichischer 同「わが国におけるオーストリア民事手続法の受容 ――「手続集中」 理念と大正民事訴訟法改正 ――」 早稲田大学比較
- 32 Fucik, in: Fasching und Konecny (Hrsg.), Kommentar zu den Zivilprozeßgesetzen, Bd.3, 2.Aufl. (注望), § 408 Rn.10
- %) OGH, 16.1.1924, SZ Bd.6 (1924) Nr.17, S.35-39 [36-37].

札幌学院法学 (三一巻一号) 一七

(一七)

- 事案の詳細は掲載誌からみてとれない。 1923, SZ Bd.5 (1923) Nr.181, S.463-464 があるが、いずれも、どのような事情をもっていわれのない訴訟追行とされたのか、 そのほか、請求認容例として、OGH, 13.6.1923, SZ Bd.5 (1923) Nr.157, S.410-413=ZBI 1923 Nr.241, S.544-546; OGH, 4.7
- 頌)OGH, 13.6.1923, SZ Bd.5 Nr.157, S.410-413=ZBI 1923 Nr.241, S.544-546; 前掲(注頌)OGH, 4.7.1923, SZ Bd.5 Nr.181 Fasching, Kommentar zu den Zivilprozessgesetzen, Bd.3(注饧), § 408 Anm.1, S.670. そうした裁判例として、前掲
- 36 zahl)とにより検索する。)。以下、掲載誌を示していない裁判例につき同じ。 70b271/02g. 掲載誌は不明だが、http://www.ris.bka.gv.at/Jus/で内容をみることができる (年月日と事件番号 (Geschäfts
- 37 とか、最高裁判所の判例が存在しないまたは不統一であるとかで、法的統一性、 意義を有する実体法上のまたは訴訟法上の法律問題の解決いかんに裁判がかかっている場合だけであると規定する。 民事訴訟法五○二条一項は、控訴裁判所判決に対して上告が許されるのは、控訴裁判所が最高裁判所の判例から離れている 法的安定性または法の発展を守るのに重要な
- (%) EvBl 2008 Nr.89, S.454-455=JBl 2008, 465-467.
- 39 OGH, 9.6.1994 (6Ob544/94); OGH, 5.10.1994 (7Ob569/94, 7Ob570/94); OGH, 25.9.1996 (9ObA2218/96h)
- $\widehat{40}$ 1988 (90bA137/88); OGH, 30.3.1999 (30b330/98w); OGH, 31.01.2012 (10b187/11y). OGH, 17.4.1923, SZ Bd.5 (1923) Nr.84, S.226; OGH, 10.7.1957, JBI 1957, 566; OGH, 24.11.1966, JBI 1968, 208; OGH, 29.6
- (4) OGH, 4.7.1923, SZ Bd.5 (1923) Nr.182, S.464-466.

800-801 mit Anm. von Hubertus Schumacher.

- S.128-131 mit Anm. von Andrea Wall=JBl 2009, 111-115 mit Anm. von Hubertus Schumacher; OGH, 28.7.2010, JBl 2011 OGH, 16.1.2008, SZ 2008 Nr.4, S.19-21=JBI 2009, 47-49; OGH, 7.8.2008, SZ 2008 Nr.104, S.126-135=EvBI 2009 Nr.18
- 43 626-639 がある。 きなかった。今後の課題としたい。彼地での裁判例の展開を考察したものとして、少し古いが、Bydlinski(注(28)),JBI 1986 その意味では、一般の損害賠償規定(民法)のもとでの実態をみることが欠かせないが、筆者の能力の限界から本稿ではで

(平成二六年一〇月二八日脱稿)